

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）

#### 評価対象Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	㉗・b・c
<コメント> 「慈眼童眼」を養育理念としている。ホームページに掲げられているがパンフレットには使命のみで方針は記載されていないが今後掲載予定である。職員の採用時に園の成り立ちと現在に至るまでや、創立時からの養育理念「慈眼童眼」を基本に子ども達を育てていくことを詳しく説明し周知をしている。普段も常に理念に立ち返り徹底を図っている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㉗・c
<コメント> 会計士による会計指導を、毎月受け助言を得たり、社会的養護関係の動向について行政や県の担当課から情報提供を受けたりしている。支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。更に定員利用数に向けて施設の将来性や継続性の見通しを進めることを期待する。		
③	I-2-（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・㉗・c
<コメント> 施設における経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明確にして取り組んでいる。運営状況や改善すべき課題について全職員が周知し、職員から意見を聞き全体の見直しなどで将来に亘って経営が安定する為の対策を期待する。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I-3-（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定さ	㉗・b・c

	れている。	
<p>&lt;コメント&gt;  中長期計画において理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にし、対応に努めている。施設経営をとりまく環境と経営状況を鑑み、中長期のビジョンとしては国の方針に合わせ「より家庭に近い環境での養育の推進」を図る為に、本体施設から地域小規模のグループホームやファミリーホームへと計画している。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  中長期計画の内容を反映するように努めるなかで、具体化した単年度計画を策定している。地域小規模児童養護施設として古民家利用の分園を開設し、家庭的な養護に取り組みつつ地域での社会的養護の理解が深まるように努めている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直し が組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  事業計画の実施に向けてワーキンググループで検討し、職員会議等において周知できるよう説明し、理解を促すための取り組みをしている。全職員が事業計画の状況の把握や評価・見通しが更に理解できるように期待する。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  事業計画の必要な部分は保護者に丁寧に説明をしている。子どもにも計画内容が分かりやすく理解できるように説明をしているが、その事業に子どもが期待を持ちすぎ、説明に工夫が今以上に必要と考えている。</p>		

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  日常の生活支援を研修の場と捉えブラザーシスター制度や担当者会で、日常的な養育・支援の質向上に努めている。施設内研修会やケースカンファレンス・改善委員会にて、日常的な養育・支援については組織的にPDCAサイクルに基づいた評価を行う体制を整備し支援の質の向上に向け取り組んでいる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;  PDCAサイクルから見てきた評価や第三者評価等の結果を、職員間で共通の認識を持ち</p>		

課題を明確にし、必要に応じて改善計画の策定や見直しに努めている。

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	①・b・c
<コメント> 施設長は自らの役割と責任を含む職務分掌について文書化し、職員会議等で表明している。施設の経営管理に関する方針及び有事（災害・事故等）の対応等についての取り組みを明確にし、会議や研修等を通じ職員に理解を図っている。		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	①・b・c
<コメント> 施設長は遵守すべき法令等の研修会に参加し、把握に努め十分に理解している。職員に対して遵守すべき法令等を周知し、特定個人情報等取扱規程に定めて遵守するための具体的な対応に努めている。		
Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 養育・支援の質の向上について、出来る限り毎日の連絡会（朝の会）やワーキンググループに参加し、状況確認及び対応に努めている。意見交換の実施及び職員の意見を反映する為に、職員ヒヤリングを年2回実施する等の具体的な取り組みに努めている。職員は施設長の意欲や姿勢を感じ取っている。		
13	Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	①・b・c
<コメント> 施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて人員配置、職員の働きやすい環境整備等に努めている。児童福祉法・衛生管理基準・労働基準法・建物の維持管理等を含めて、施設経営者としての力量を発揮している。		

### Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体	①・b・c

	的な計画が確立し、取組が実施されている。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>勤務時間等多様な働き方が求められる職場で人材確保の難しさはあるが、職員定着に向けての試みを具体的に行っている。効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施する中で各種加算がとれる職員体制に積極的に取り組み「職員配置基準4：1」の達成に向けて努力している。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員の特性や経験も踏まえて個々の意向や意見も配慮して人事管理を行っている。初任者・中堅者・リーダー・指導員等と施設の特性に合わせた職員を配置し、施設整備計画に合わせて、看護師の採用も検討している。</p>		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内研修は経験年数に合わせて学習会や勉強会を年間計画に基づき実施し、学習発表の場を継続的に設けて資質向上に努めている。岐阜県社会福祉協議会の主催する研修会等の外部研修には、順番に出席できるように参加しやすい体制にしている。</p>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個別面談を行う中で施設の目標や方針を伝え、職員の適正や力量に合わせ職員個々の目標設定明確化を図りリーダーのもとで育成している。年数回の面談を行い個々の進捗状況を確認している。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内研修は全職員と経験年数に合わせた年間計画に基づき実施している。岐阜県社会福祉協議会の主催する研修会等の外部研修には年度初めに研修計画を策定、順番に出席できるような体制にしている。更に受けた研修や施設内研修の発表の場を設けて資質向上に努めている。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	㉖・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるよう、外部研修に関する情報提供して参加を勧奨している。職員が希望する全国レベルの研修にも参加できるように配慮している。研修結果は会議での報告と復命書の提出をし、現場での養育・支援につなげている。職員の経験や習熟度に合わせた研修の場も確保している。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		

20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受け入れについての基本姿勢を明文化、マニュアルを整備している。実習担当がオリエンテーションを行い、受け入れは担当者とホーム職員が行い安心して実習が出来るよう体制を整えている。学校側と実習内容について連携しプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を図り、専門職の教育・育成に積極的に取り組んでいる。</p>		

### Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>小規模施設の立ち上げの地域説明においては、地域の方に『施設の養育理念や支援方針、活動を説明した印刷物を地域に配布した。ホームページに施設の使命や運営方針、日々の生活や活動内容など公開している。第三者評価の受審結果も公表している。受審後、玄関に受けた証としてステッカーを貼っている。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設における事務、経理、取引等に関するルールを明確にし、職員等に周知すると共に外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。</p>		

### Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事に参加したり、学校の役員を職員が受任したり少年スポーツ少年団や地域の子供会活動に参加している。子どもの友達が施設へ遊びに来やすい雰囲気づくりに心掛け、遊びに来た子の名前を職員が覚え、親しみを感じてもらえるようにしている。</p>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ボランティア受け入れに関する基本姿勢を明文化し、マニュアルを整備している。児童の学力向上のため学習ボランティアの受け入れ、小学生は習字等にボランティア指導者の協力を得ている。美化活動などのボランティアも受け入れている。</p>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>認定こども園・小中学校・高校・特別支援学校とは常に子どもの様子を伝えあい連携を図っている。子ども相談センターとはインケア・アフターケアや、保護者の状況など連携し情報交換している。医療機関・大野町社会福祉協議会・大野町要保護児童施設、小中学校などと連携を図り幅広い視野と関わりを持つよう努めている。それぞれの情報は研修会やミーティング時に職員間で共有している。</p>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>町や関係機関、団体等との連絡会に参加や、施設行事等への協力ボランティアから地域ニーズの把握に努めている。児童養護施設の使命として一時保護等についての要請があれば応じている。施設の専門性や特性を活かして他機関とも連携し地域への貢献ができるよう努めている。</p>		
27	Ⅱ—４—（３）—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>福祉ニーズに基づいた事業活動を明示している。次年度以降親子支援事業の展開を予定している。里親へのサロンを行い養育の支援をしている。専門性や特性を生かし他機関とも連携し民生委員や児童委員からの問い合わせ等に応じる等、地域への貢献ができるよう努めている。施設の専門的な知識やノウハウを理解し児童相談所からの相談に応じている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—１ 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—１—（１）子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—１—（１）—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>施設内の委員会メンバーが中心になり、子どもを尊重した子どもの養育・支援に関する考え方の統一を図り施設内で研修会・勉強会を実施、共通の理解を持つよう取り組んでいる。子どもの権利擁護について、子ども達に分かりやすい園独自の「権利ノート」を担当者会で作成し、作成メンバーを中心にし、権利ノートの使い方の勉強会と研修を実施している。</p>		
29	Ⅲ—１—（１）—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

<p>子どものプライバシーを守るためのマニュアルは整備され、職員全員共通理解のもと日々の支援に当たっている。子どもの居室に、職員は本人の許可なく入らないよう徹底している。日々の生活の中で居室は一人ひとりの子どもにとって唯一、安心できる場所と捉え細心の注意に心がけ、子どもの様々なプライバシーに配慮し職員会議等でも確認している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明に努めている。入所予定の子どもや保護者に対し、見学の希望に応じており、入所時にパンフレットを見せ、施設の特性や生活・養育・支援について丁寧に説明している。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 養育・支援の開始においては、子どもや保護者が分かりやすいように内容をかみ砕いて説明し見学も含め子どもや保護者の自己決定を尊重している。面談や子相の様子はテンプレートで残している。子どもの生活の様子を写真や手紙で保護者に郵送し知らせている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 自立や家庭復帰に備えて自立支援担当職員を設置し、退所しても子どもや保護者が相談でき支援を継続できることを説明している。年に一回退所した子どもや親子が集まれる機会を設け近況を話し合ったりしている。退所後も職員が個人的に電話相談やラインで近況報告を受けるなどのケースがある。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが生活に満足しているかを知るためアンケートをとったり個別の面談を行ったりし意見や満足度を把握している。子どものホーム会を職員も参加して子どもが主体的になるよう意識して意見を出し合い、希望を実現できるよう共に考え合っている。意見箱を設置しいつでも書いて出せるようにしている。第三者評価の利用者アンケートから施設の生活や職員の対応についてとても安心して生活でき満足している様子がうかがえる。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①・b・c
<p>&lt;コメント&gt; 苦情解決の体制が整備されており、子どもが分かりやすいように説明されている。苦情解決の責任者の設置が行われ、子どもの意見を聞くため個別面談が行われている。苦情解決についての説明や窓口が用意されている。子どもには、困ったことや嫌なことがあった時、誰か</p>		

<p>に話したい時「こういう人にも相談できるんだよ」と説明している。各ホームに張り紙がされ分かるようにしてある。苦情の聞き取り結果は子どもにフィードバックし、プライバシーに配慮し「園新聞」に掲載している。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決の体制（苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員）の設置を整備している。子どもが自分の思いを話しやすいように子どもと1対1になれば、他の子どもに聞かれないような場所を準備している。玄関に設置された苦情箱に子ども達は自由に利用し様々な意見や苦情・要望を出している。意見や要望は、外部の苦情解決委員が開封し、職員会で話し合い解決や要望に応えるようにしている。苦情相談室を整備し相談員が応じている例もある。子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることを分かりやすく提示している。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          職員は毎日の生活の中で特に傾聴に心掛け子どもの意見が述べやすいように、その子に合わせた聞き方相談の受け方を工夫している。経験の浅い職員の場合は経験豊かな職員がフォローしながら迅速に対応している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          職員は常に安全確保・事故発生時の発生要因を確認、改善策を検討し再発防止に努めている。「安全管理マニュアル」「事故発生マニュアル」「緊急時対策」「フローチャート」を作成し、職員会で説明し職員は周知している。子ども同士のトラブルに関しては、しっかりと話し合うことでお互いの思いを伝えることで不満や暴力に至らないよう取り組んでいる。また、事故防止・安全対策の一環として心肺蘇生法の研修を受講している。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;          予防と初期対応が取れる体制を整備し、手洗い・うがい・ペーパータオルの使用・インフルエンザ等の予防接種を行うなど感染症の予防策を講じている。感染症の恐れがある場合は、別部屋を利用して蔓延を防ぐよう予防策を取っている。全ホームに「食中毒対応マニュアル、温度湿度計、消毒液」の配布をしている。嘔吐物への処理方法を職員会で実演して共有している。緊急感染対応が必要な場合、ワーキングメンバーを招集し対策委員会を設け感染対策をとり引継ぎ等で情報共有されている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

年間の防災計画に基づき毎月防災訓練を行っている。災害発生時は園長より職員に安全確認メールが届くようにしている。災害時持ち出しリュックサックを準備することで、防災グッズの見直しや災害時に必要な物品を子どもと理解することができている。(個人非常持ち出し袋が準備されている)避難訓練を行うことで、備蓄品担当者がリストの見直しと期限等を確認しBCP(災害時事業継続計画)の見直し、改善をしている。災害時の地域住民の避難場所としての提供や施設が地域に貢献できる方法なども施設として考えている。

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な実施方法として業務マニュアル・安全管理・健康管理等のマニュアルが整備され子どもの尊重・プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢を明示し支援の標準化を文書化している。CSP(コモンセンスペアレンティング)ケース会議や施設内の研修会で話し合い、個別の子どもへの関わり方について確認し支援・養育・自立支援に努めているが実践では理解が出来ていてもマニュアルの意味について更に周知を期待する。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>担当会・リーダー会を実施している。自立支援計画に基づいて支援策の見直しを実施し職員の支援の方向性を統一している。子どもの課題を確認し標準的な実施方法の検証と見直しにあたり自立支援計画の内容も必要に応じて反映させている。月1回のケースカンファレンスが行われている。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>自立支援計画の責任者を設置し、アセスメントが実施されている。ケース毎の対応は、リーダー会、職員会でカンファレンスを積極的に行い、支援困難ケースの情報も共有している。朝の引継ぎで情報を報告し職員間で共有し事によってはスーパーバイザーが支援助言をしている。子ども一人ひとりの具体的なニーズや養育・支援の内容を自立支援計画に明示している。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回自立支援計画を見直し組織的な仕組みを定めて実施されている。内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等を明確にするようにしている。自立支援計画通りに支援が行われている事を確認する仕組みが構築され機能している。緊急に変更される場合はそ</p>		

の都度見直しをしている。		
Ⅲ—2—（3）養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1日の様子をテンプレートで他の職員と共有している。情報共有を目的とした定期的な会議をしている。支援の実施状況が一目見て誰もが理解できるよう記録書式の統一化を進めている。パソコンのネットワークシステムの利用等で施設内での情報を共有する仕組みを整備している。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>個人情報の取り扱いについて漏洩に対する対策を取り、子どもについての情報は外に出さない事や記録の保管等について職員は理解し遵守している。職員として働く上で個人情報の同意書に記入している。書類は鍵のかかるところに保管している。</p>		

## 内容評価基準（24 項目）

### A—1 子ども権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子ども権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもに分かりやすい表現やカラーの挿絵をいれた「子どもの権利ノート」を担当者会で作成、職員の理解の為に研修している。権利擁護に関する取組についてプロジェクトチームが中心になって研修会を定期的に行い多くの職員が常に意識をもって養育支援にあたっている。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利についての学習会を行い子どもが参加しそれぞれの年齢に応じた説明、理解を促している。プロジェクトチームで作成した権利ノートを活用して子どもに説明できるように職員間でも子どもの権利について学習会をしている。子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたり貶めたりしてはならない事、また他人を傷つけたり脅かしたりしてはならない事などを日々の養育の中で伝えている。また外部講師を招き「特別な権利」に</p>		

ついて学習している。		
A—1—(3) 生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—(3)—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>LSW（ライフストーリーワーク）実施から事実を伝えると共に生き立ちを振り返り整理に繋げている。ホーム毎に個人のアルバムや成長記録のファイルを作成し退園時に渡している。子ども状況に応じてLSW（ライフストーリーワーク）を実施している。事実を伝えた後は子どもの変容を十分に把握し適切にフォローしている。全職員でライフストーリーワークと性教育を統一して研修会を行っている。</p>		
A—1—(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—(4)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待の起きた施設を事例に研修を行い「不適切な関わりとは」などを学び虐待防止に取り組んでいる。日常の養育の中で子どもへの不適切な関わりはどんなことがあっても絶対しないことを職員間で共有している。時にはアイコンタクトで職員間でのヘルプを求め合い不適切の防止に努めている。日常的に会議等で子どもの様子を取り上げ、虐待が行われていないことを確認している。職員は一年間の研修と実践を踏まえて施設での虐待を防ごうという取り組みを実践している。</p>		
A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>新規入所の際は温かく迎え関わりが出来るように新規入所児童に説明し入所した児童が安心できるよう、その子個人の持ち物を準備し施設全体で迎え入れている。新規入所時はその子の特性に合わせた環境と体制を整え、不安の軽減に努めている。子ども相談センターとも連携し子どもの分離不安に寄り添える体制を作っている。</p>		
A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	㊟・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高校生対象のSST（ソーシャルスキルトレーニング）研修に参加している。在園中にアルバイトや運転免許取得の希望があれば、その子の希望職種や能力も踏まえ助言をしている。退所や家庭復帰前に自立支援ホームに入居する場合もあり、退所後は関係機関との連携を取りアフターケアをしている。年1回退所児童や保護者が園に集まる機会を設けている。退所後の児童が施設に来園することもあり職員同士連携を取りながらケアできるようしており、状況把握をしたことを担当職員が記録している。</p>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの特性を常に頭に置きながら必要な、支援・養育を行っている。どんな時も子どもの思いに心を寄せ、子どもの言葉や感情をしっかりと受け止め話をしっかりと聞くようにしている。様々な感情を表出する子には生活状況を確認し心理面接とケースカンファレンスの検討を継続し職員で共有し支援に努めている。</p>		
A⑧	A—2—（1）—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもとの信頼関係を築くためにホームに必ず大人が居るようにしている。大人の存在を感じられるようにし子どもにとって大人は頼ることができ安心できる存在であることを伝えられるよう努めている。子ども一人ひとりの時間も大切にして居室に大人が勝手に出入りしないようにしている。個々の子どものやりたい事やってみたいという基本的な欲求を受け止め満たされるよう取り組んでいる。</p>		
A⑨	A—2—（1）—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達段階に合わせ、常に子どもの自主性を大切に、褒めたり励ましたり助言をし、子どもが自分で判断したり行動を起こすよう成功体験が積めるよう支援をしている。職員は子どもの思いを十分に受け入れ尊重し支援に努めている。</p>		
A⑩	A—2—（1）—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが勉強等の学習面や遊びで不足することのないよう環境を整え社会資源も利用している。子どもの希望で遠くの私立学校に通学、職員が毎日車で送迎支援をしている。幼児は近くの認定こども園に通園している。学習塾や習い事に通う子もあり、子どもに応じた学びの環境を整えている。子ども会や地域のスポーツ少年団に加入している子もあり、廊下に備えられたピアノを「ピアノが好きで弾きたいから」と言って熱心にピアノに向かっている子もある。地域のこども会やグループ活動、スポーツ少年団に加入している。</p>		
A⑪	A—2—（1）—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的生活習慣の習得は、日々の生活の中で一緒にやったり、やらなければならない必要性を説明したりし、年齢に応じて様々な生活能力が身につくよう努めている。高年齢児は掃除をしたり洗濯物を洗い干したり畳んだりを一緒に行いながら具体的に説明し一人で</p>		

出来るように働きかけている。希望があればアルバイトを認め社会常識に触れるきっかけづくりにもなっている。職員が子どもの規範となる行動や所作・言動・姿勢を見せることも営みや生活技術の習得の一部とも捉えている。私物と共同物の扱いも「こういう時はどうすればいいかな」と子どもが考えられるような声掛けし、個々の子どもに合わせた生活技術が習得できるよう支援をしている。		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎日の生活の中で配膳の手伝いや簡単な調理に関わるようにしている。コロナ禍以来、各ホームの生活を主にし、家庭的な雰囲気です食事を楽しむようになってきている。食事中的会話の中から子ども達の好き嫌いや残食を把握して献立に活かしている。職員は子どもと食べながら箸の持ち方や食べ方など食事のマナーを教えている。子どもと一緒に菜園で栽培した野菜を調理し、毎週土・日はホームのキッチンで職員と共に食事やおやつを作り、後片付けを行い生活の技術を習得できるようにしている。分園は更に家庭的で冷蔵庫の飲み物やお菓子も自由で、家庭的な雰囲気を味あわせている。</p>		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年令や季節に合わせ、好みの服が選択できるよう職員と一緒に買い物をし、服が汚れたら洗濯、アイロン掛け、ロッカーへの収納が自分でできるよう声掛け見守り基本的な衣習慣が身につくように努めている。低年齢児の洗濯は職員が行い少しずつ自分で出来るように教えることで女の子はほとんどが自分で行うことが出来るようになってくる。職員はハンカチ等のアイロンがけにも心を配り清潔で適切な自己表現の出来る衣習慣が築けるよう努めている。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>高年齢児は個室でプライバシーが守られている。低年齢児は和室でカーテンを設置し一人で寝たい子、兄弟で寝たい子とそれぞれ安心して眠れるように配慮している。掃除を低年齢児は職員と一緒に、高学年は自己管理とし手伝いの必要な子は職員と一緒に、など必要に応じて支援している。部屋には職員は許可なく立入ることのないよう配慮し子ども一人ひとりの安心できる居場所と感じ取れるように努めている。分園は、民家借り受けで間取りは一般家庭と同様リビング・ダイニング・キッチン・個室がありプライバシーと家庭的な環境が整えられている。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		

A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>普段の関わりから、子どもの変化に気づき怪我や風邪の場合も迅速に対応している。定期健診や医療の必要な子どもの受診、服薬などは医療機関と連携し支援している。薬の管理が出来る子は医師や職員がよく説明して個々で服薬管理している。職員間で子どもの健康情報を共有し子どもの状態や服薬チェックなどしている。入院時は職員が付き添い不安なく治療に専念できるよう体制を整えている。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>すべての子どもに対して年に数回性教育プロジェクトの職員が性（生）教育を行っている。研修会に積極的参加、性教育に特化したプログラムやマニュアルを整備し、年齢にあわせて絵や画面を使い男女の体の仕組みや成長に合わせた身体変化も具体的に話している。年齢が高くなるほど教育の難しさを感じながら、子どもの様子から必要性を感じた時に個々への対応をしている。子ども間の性被害の現状を研修、学ぶことで現状把握しその対策について考え適切に対応している。性教育委員会を設置し、性教育のプログラムを作成し職員は定期的な話し合いをしている。性について正しい知識や性を尊重することを子どもと話し合う場を設けている。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの特性に応じて生じる問題行動には、その子にあった支援方法で人格の否定は避けて改善できるよう努めている。起きたことを頭ごなしに叱らず、そうしてしまった気持ちや思いを肯定する支援をしている。子どもが問題行動を起こした場合担当者や職員会で話し合いを行い職員間で問題の共有と子どもへの適切な支援について検討している。時には経験豊かな職員が間に入り子どもの思いを受け止める等フォローしている。経験豊かな職員が講師になり内部研修を行うなど子どもにとって、どんな支援が良いのか話し合っている。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども間の暴力やいじめが生じないよう、職員一人は必ずホームに居るようにしている。他人に対する思いやりの気持ちが持てるように、職員が模範となって声かけや態度で示している。子ども間の暴力いじめ差別の現状を研修し、その対策について適切に対応するように努めている。</p>		

A—2—（8）心理的ケア		
A⑱	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>心理的ケアを必要とする子供には自立支援計画に基づいてプログラムを策定しケアを行うと共に心理職員から心理ケアを受けている。心理的ケアが必要な子の保護者に対しても、定期的な助言や援助ができるような対策も講じている。ケアの状況は専門職員から情報提供を受け職員間で共有し個々への対応に当たっている。月1回の心理士との学習会を行いスキルを高めている。</p>		
A—2—（9）学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—（9）—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが勉強に集中して取り組めるよう個々の学力を把握し、子どもに合わせた学習環境を作っている。（場所・教材・通級など）障害を抱えた子には特別支援学級や特別支援学校への通学、希望で大学へ通う子や遠い私立学校まで職員が車で毎日送迎をするなど学習支援に努めている。個室に学習机を整備している。小学生は食卓のテーブルで勉強をすることが多いが職員が勉強を見て学習の習慣が身につくように支援をしている。中学生は個室の机で落ち着いて勉強が出来るようにし、希望に応じて塾への支援もしている。勉強嫌い、つまずきがある子への将来を見つめさらに学習の強化を希望する。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>進路について、子どもの意思を尊重しつつ将来自立することや何がしたいのか等折に触れ子どもと話し合いをしている。進路について本人が納得した進学決定ができるように学校等とも協力しながら情報や資料を収集し、いくつかの選択肢を用意する等支援をしている。退園後も連絡を取り合い状況の把握に努めている。サポート企業を活用しての就職や専門学校、大学への通学を希望する子にとって「最善の利益」が叶えられるように支援している。</p>		
A㉒	A—2—（9）—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どものアルバイト・職場体験では子供が意欲をもって取り組めるよう不安要素を取り除き、自分自身で責任をもってやり切れるようにしている。夏休みを利用したインターンシップやアルバイトを通して施設を出た後自立に向け様々な経験ができるよう促し事業主とも連携を取り社会経験の拡大に取り組んでいる。高校在学中に運転免許取得への支援もし、卒業後に自立できるように様々な場面で社会体験ができるよう働きかけ介護施設に就職した子もいる。</p>		
A—2—（10）施設と家族との信頼関係づくり		
A㉓	A—2—（10）—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、	㊦・b・c

	家族からの相談に応じる体制を確立している。	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>家族への定期的な連絡をはじめ、学校の授業参観や行事参加を促し、土日の面談を積極的に行っている。子どもとの触れ合いにも配慮し施設や子どもに関心を持ってもらえるようにしている。外出、外泊の実施をし子どもが家族との関係が途切れないよう努めている。外出・外泊から帰ってきた時はどうだったか子どもに聞いている。子どもの成長を家族と一緒に考え、信頼関係が構築できるように家庭支援専門相談員が子ども相談センターとも連携し家族関係の調整に取り組んでいる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A⑭	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	㊤・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>面会・面談を個人に合わせた頻度で行っている。施設の親子生活訓練宿泊は他児への影響を考慮し、別館のゲストハウスで親子一緒に過ごし関係作りの基礎構築を行っている。子ども相談センターと連携しながら週末の面会や一時宿泊・長期宿泊等を経て、親子の関係修復につなぐ努力をしている。措置児には家庭環境や親自身の問題にも配慮するが、その後子どもへの関わりを優先し子ども相談センターや家庭支援専門相談員（FSW）と連携しながら家庭訪問を行い親子関係の再構築の為に取り組んでいる。子どもや学校での様子や誕生日を、手紙、家族の来訪、電話で親子の愛着関係が構築できるよう取り組んでいる。子ども相談センターと連携しソーシャルワーカーを中心に家庭養育に繋がるように努めている。</p>		